

YAO アドプト・ に関する覚書

名称

_____ (以下「甲」と言う。)と 八尾市長 (以下「乙」と言う。)は
相互に協力し、YAO アドプト環境美化活動 (以下「アドプト活動」と言う。)について、以下の通り
「覚書」を締結します。

(目的)

第1条 この覚書は「甲」と「乙」が協力し、公園、道路、水路・河川の清掃、緑化等のボランティア
活動を行うことにより、まちの美化意識の向上と市民・各種団体・NPO・企業・行政による
協働のまちづくりを推進していくため、必要な事項を定めることを目的とします。

(実施区間等)

第2条 「甲」は、次の区間の「アドプト活動」を行います。(別紙図参照)

活動施設名

実施区間等

(役割分担)

第3条 「甲」「乙」の役割分担は、次の通りとします。

1. 「甲」は概ね、月1回程度の「アドプト活動」を行います。
2. 「乙」は、「甲」が回収したゴミを必要に応じて処理します。
3. 「乙」は、清掃活動にかかる用品・用具及び花苗等を支給若しくは貸与します。
4. 「乙」は、「甲」と協議を行い、実施区間及び「アドプト活動」を行う個人名、団体名等を表示した
サインボードを設置します。
5. 「乙」は、事故に備えた保険に加入します。
6. 「甲」「乙」協議して「アドプト活動」の詳細及びその他の取り決め (以下「実施マニュアル」とい
う。)を定めます。

(交通安全等の確保)

第4条 「甲」は「アドプト活動」中、歩行者、車両等の通行障害にならないように注意するとともに、
十分な安全確保策を講じます。

2. 「アドプト活動」における第三者との紛議については、「甲」において対応します。

(覚書の変更及び解除)

第5条 「甲」または「乙」において覚書等を変更する必要がある場合、協議を行います。

2.「甲」が覚書の解除を申し出たとき、または「甲」の「アドプト活動」が適当でないと判断される
ときは覚書を解除します。

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項、または疑義が生じた場合、「甲」「乙」協議して定めます。

覚書の証として本書を2通作成し、それぞれが記名押印し保有します。

年 月 日

(甲) 活動者名 _____

代表者

住所 (所在地) _____

代表者

氏名 (名称) _____ (印)

(乙) 住 所 八尾市本町一丁目1番1号

氏 名 八尾市長 (印)